No.	質問　※No.1～5は「今回の受託事業者が担う業務か？」という質問です。	回答
1	・JTBが作成したプログラムを確認し、それを元に教育旅行を受け入れる（運営主体は受託者）	全て、受託した事業者が当ビューロー名義で担う業務となります。
2	・仕入れ価格と販売価格の設定（販売者はJTB） ・仕入れ先は旅行プランに参入する事業者 ・販売先は学校や旅行会社 ・商品の品質向上の提案 ・JTBが作成したもの以外で新たな商品の作成（SDGs 探究学習　キャリア教育要素入れる）	全て、受託した事業者が当ビューロー名義で担う業務となります。 1行目にある「仕入れ価格と販売価格の設定(販売者はJTB)」ではなく当ビューロ―ですが、実際の販売、手配、精算業務は受託者が担うこととなります。
3	・問合せや申込の窓口 ・問合せ情報をまとめ、ビューローへ報告 ・旅行実施のときに、販売先と参入事業者の調整と要望を反映したプラン作成 ・実施時、現地にスタッフを配置し、生徒の誘導など、旅行主催者(JTB)と協力すること ・バス会社と連絡を取り、バスの駐車案内 ・当日のスケジュール管理、人数変更の調整 ・お金のやり取り、収支記録	全て、受託した事業者が当ビューロー名義で担う業務となります。 ただし、4行目の「実施時、現地にスタッフを配置し、生徒の誘導など、旅行主催者(JTB)と協力すること」にある旅行主催者はJTBではなく当ビューロ―で、実際の販売、手配、精算業務は受託者が担うこととなります。
4	・販促ツール作成（HP、パンフレットなど） ・セールスコール用資料作成（電話するのは旅行会社） ・ビューローが旅行会社向け視察を実施時、日程調整と催行管理、参加者へのフォローセールス	受託した事業者が当ビューロー名義で担う業務となります。 「（電話するのは旅行会社）」という部分ですが、セールスコールは「営業訪問」という意味ですので、発地側の旅行会社へ訪問営業するのは当ビューロ―のスタッフが行います。また、資料作成などにかかる経費実費については当ビューローで負担します。
5	・上の旅行を実施した上で、高単価プログラムの開発、実施体制確立、それにともなう調査	受託した事業者の担う業務となります。
6	・JTB姫路支社(原文ママ)様が作られた、事前学習、本体、事後学習のプログラムについては、直接貴法人に内容の開示を依頼して良いか。また、開示・提供していただける場合、いつから依頼が可能か。	プログラムの内容は既に開示している企画提案書となります。（これ以上のものは今のところありません）　尚、JTB姫路支店が交渉した条件や原価については、今回決定した業務受託者に対して守秘義務等も含めた契約締結後に当ビューローより開示・提供致します。
7	・当プログラムの実施回数について、契約期限の令和6年3月31日までに実施しなければならない回数は決まっているか。	ございません。ただし、要求水準書の「6.仕様等」(5)②.にある通り、富裕層等に向けた高単価、高品質のプログラムについては、複数案件の取引を行うことを求めております。
8	・契約期限後の運営はどこが担うのか。	未定ですが、現実的には改めて本運営業務をプロポーザルに付すか？当ビューロー自身が運営するか？しか選択肢はないと考えてます。
9	・受託者は旅行業者である必要があるか。	「旅行サービス手配業」という登録が必要で旅行業登録は不要です。もちろん旅行業登録があれば旅行サービス手配業は登録の必要はございません。 https://www.mlit.go.jp/common/001209429.pdf
10	・水準書「6仕様等」（3）③に「各研修場所へスタッフを現場に配置し、生徒の誘導を行うとともに、旅行会社添乗員等の教育旅行主催者と協力して、本プログラムの確実な催行に力を尽くすこと。」とあるが、教育旅行主催者と今回の業務の受託者の業務範囲に具体的な棲み分けがあるのか。	教育旅行(修学旅行)を請け負っている発地側の旅行会社と今回の受託者との細かい棲み分けは設けていませんが、少なくともSDGsプログラムに関する要件は今回の受託者の業務の範疇にあります。
11	・水準書「6仕様等」（3）③にある旅行会社とはJTB姫路支店をさすのか。	JTB姫路支店ではなく、教育旅行(修学旅行)を請け負っている発地側の旅行会社です。
12	・当業務で売り上げて出た利益はどの事業者が得るのか。	販売価格と仕入原価との差額は今回の受託者が得ることになりますが、差額は販売価格の1割程度を想定しています。